

問 諮

豊環政発第351号
令和3年6月1日

豊田市環境審議会
会長 千頭 聡 様

豊田市長 太田 稔 彦

豊田市環境審議会への諮問について

豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第23条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

豊田市環境基本計画始め、豊田市地球温暖化防止行動計画及び豊田市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

（説明）

本市では、環境基本計画、地球温暖化防止行動計画及び一般廃棄物処理基本計画を2018年（平成30）年度に策定しました。これらの計画期間は2018年度から2025（令和7）年度であり、今年度で前期4か年が経過することから、計画期間後期に向けた中間見直しを実施するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。